

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	多良見(喜々津、大草・伊木力)	令和4年1月11日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	764.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	569.73 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	256.59 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	114.14 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	56.81 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.24 ha

(備考)

多良見地区は、都市化が進み商工業が集積する市街化区域を有する喜々津集落と、伊木力みかんのブランドとして有名な柑橘栽培が主体である大草・伊木力集落がある。

喜々津集落は、中山間部に樹園地が広がり、平地ではそのほとんどが未整備の水田である。その中で喜々津川流域の西川内、市布、中里川流域の中里が一連の団地を形成している。また、西川内や中里の中山間では未整備の樹園地が広く点在している。

大草集落については、野副川、川内川の流域に水田が、山間部の傾斜地には樹園地が拓けている。

また、伊木力集落は「伊木力みかん」の銘柄で全国に知られたみかんの特産地であり、集落内には広大な樹園地が広がっている。なお、中心経営体への集積率は、22.1%である。

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・地区内耕地面積の33.6%を70才以上の農業者が耕作を行っており、高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、約163ha以上多く、今後、特に樹園地等で荒廃農地などが増加していくものと思われる。
- ・樹園地については、今後、老木の改植を進めて行く必要がある。
- ・山間部の狭小な圃場などについては、荒廃農地となっている。
- ・荒れ地等の発生により、有害鳥獣(イノシシ、アナグマ、カラス)の被害が発生している。
- ・樹園地については、解約後の原状復帰に要する費用(抜根)の関係で、中間管理制度の利用が非常に少ない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・喜々津集落については、現在、中心経営体がないため、市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営体)を促進することによって、担い手となってもらい、その後中山間地域等直接支払交付金対象集落の協力のもと、中間管理制度を活用しながら、中心経営体である認定農業者等へ農地を集約していく。

・大草集落は、農地中間管理制度の周知を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、中心経営体である認定農業者や法人へ農地を集約していく。

・伊木力集落についても、農地中間管理制度の周知を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、中心経営体である認定農業者や法人へ農地を集約していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営 面積 (ha)	経営作目	経営 面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	54 人		169.04		177.28		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。  
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、44筆、42,259㎡となっている。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針 中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織を対象として、農地中間管理制度についての説明会を実施し、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。 また、多良見地区で中間管理制度利用の阻害要因となっている樹園地の原状復帰については、より簡便な方法による解約方法の検討を機構(長崎県振興公社)に求めていく。</p>
<p>・基盤整備等への取組方針 樹園地については、農道・園内道等の基盤整備や省力化機械等の導入を行い、経営の合理化を推進していく。</p>
<p>・新規・特産化作物の導入方針 伊木カミかんは普通温州であり、今後は極早生から晩生種までの取り組み拡大を目指していく。また、伊木カミかんに次ぐブランドとしてアボカド(ジパング)栽培の取り組みも支援していく。</p>
<p>・有害鳥獣に対する被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

#### (参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
44	計	42,259		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。